

業 務 速 報

— 申第35、39号で幹事間折衝 —

なぜ本部、本社間で協議をしないのか！

5月26日、平成23年度昇格計画数の業務委員会の後に幹事間で、「中央新幹線にかかる組織改正について」の説明と運転成績優良表彰及び安全成績優良表彰の廃止について、さらに申第35号「浜松工場敷地内の土壌・地下水汚染に関する解明申し入れ」と申第39号「ATS—PTに関する改善要求について」の取扱いについて折衝を行いました。本部は、会社が両申し入れについて本部、本社間での協議を行わないことに対立を通告しました。

東海道新幹線21世紀対策本部を中央新幹線推進本部に名称変更

会社：すでにプレス発表をしているが、組織改正に関するお知らせである。

組合：業務委員会等で具体的な説明はないのか。

会社：組織の変更だけのことであり、東海道新幹線21世紀対策本部を作ったときも幹事間の説明だけであった。

組合：名称が変わるだけなのか。

会社：東京建設部が中央新幹線推進本部に名を変えて入る。

運転成績優良表彰及び安全成績優良表彰の廃止

持ち点100点到達時に、社長から各鉄道事業本部等を表彰し賞金を授与しているが、今回廃止する。

運転労災事故防止については、実質的に職場単位で様々な取り組みを行い日々事故防止に努めているが、所属表彰は単位が大きすぎるため社員からすると実感が薄い面があることから、所属を対象とした表彰は廃止することとする。尚、社員個人を対象とした運転無事故表彰については継続する。

廃止日は平成23年6月1日とする。

会社：所属とは事業本部単位のことである。組織に対する表彰を止めるということなので、労働条件等にはあたらないので、お知らせとする。

組合：節約ということなのか。

会社：言った通りであるが、個人のはやっているが、所属全体に対してというのは社員にとっては実感が薄い。

組合：それだけの理由なのか。

会社：そうだ。

組合：経費節減ということではないのか。

会社：そういう観点も…、事故防止についてはきちんと努めているので、でも所属単位というのは大きすぎるから廃止する。

組合：実感が薄いからか。

会社：社員にとっては実感が薄い。

申第35号「浜松工場敷地内の土壌・地下水汚染に関する解明申し入れ」に対する回答

1. 近隣住民、自治体、社員及び協力会社社員等関係者に対し、文書をもって謝罪すること。

【回答】

浜松市の指導のもと、状況の変化に応じ住民、マスコミ、社員への情報提供を行う等、適切に対応している。

2. 土壌・地下水汚染の詳細について具体的に明らかにすること。

【回答】

敷地内の調査対象箇所を全て調査した結果、基準値を超過した物質として、水銀及びその化合物、ヒ素及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物が検出された。水銀及びその化合物については敷地北東付近、ヒ素及びその化合物については敷地北付近、鉛及びその化合物については敷地全域、ふっ素及びその化合物については敷地南の全域から検出された。地下水への基準値を超える特定物質の溶出については1箇所であふっ素及びその化合物が検出された。

3. 土壌・地下水汚染の原因について明らかにすること。

【回答】

推測される原因については物質により異なる。

水銀及びその化合物は、検出された場所は過去に工場内就労者向けの診療所が設置されていた記録があることから、体温計や血圧計などに由来する可能性が考えられる。

ヒ素及びその化合物は、ヒ素を含有する化学物質の使用履歴がなく、自然由来によるものと推測される。

鉛及びその化合物は、鉛を含む物質は一部の塗料に含まれており、敷地東側

の旧塗装施設を中心として塗装作業が行われていた際に、その一部が土壌へ含有したものと推測される。しかし、グラウンドを含めた敷地西側や南側の鉛の使用履歴がない場所については、土壌汚染の原因は不明である。

ふっ素及びその化合物は、ふっ素を含む物質を部品などの洗浄用に、グラウンド東側付近の作業場で使用しており、その一部が土壌に浸透された可能性がある。しかし、グラウンドについては、工場の操業に使用した履歴がないため、土壌、地下水汚染の原因は不明である。

4. 今回の調査は、いかなる理由で、何時、どの機関が、どのような調査基準に基づいて行ったのか説明すること。

【回答】

浜松工場建替工事に伴い、9月末頃から自主調査を実施したものである。土壌調査については、専門業者が調査を実施した。

5. 新聞報道によれば、「ヒ素は工場で使用せず原因は不明」としているが、具体的な調査結果を報告すること。

【回答】

ヒ素は2区画において、基準値を上回る溶出量が検出された。検出された溶出量は0.011～0.026mg/Lである。浜松市からは、測定値も低いことから自然的原因によるものと考えられるとの見解をいただいている。又、敷地境界付近での地下水調査においては基準値を超えるヒ素の溶出は検出されておらず、敷地外への汚染はないと考えている。

6. 工場敷地内の地下水を汲み上げて使用していたのか明らかにすること。

【回答】

使用しているが、毎月水質検査を行っており、有害物質は全て基準値以下であることを確認している。

7. 汚染された土壌や地下水が、社員等関係者の健康に影響を及ぼした恐れがあるのか明らかにすること。

【回答】

影響はないと考える。

8. 工場に従事する社員、協力会社社員及び工場に立ち入る関係者の健康診断を実施すること。又、健康診断に必要な時間は労働時間とし、必要な健康診断費用、治療費は会社負担とすること。

【回答】

社員等関係者の健康に影響はないと考えており、又、定期健康診断を実施していることから、本件を受けて臨時に健康診断を実施する考えはない。

9. 浜松市は、工場敷地外の周囲250メートルで井戸の採水調査を行うこととしているが、汚染物質が発見された場合は、会社の責任において汚染物質の流出をくい止め除去する対策を講じること。

【回答】

浜松市は3月31日に工場敷地外の井戸の有無を調査し、調査対象範囲内に飲用の井戸がないことを確認している。今後の対策については浜松市と協議の上、適切に対応する考えである。

10. 浜松工場以外の工場及び車両所等の地質及び水質検査を行うこと。

【回答】

今回の調査は土壤汚染対策法に則り実施したものであり、他の工場や車両所等については必要な際に実施する

会社：申第35号は回答のみで本社、本部での協議はしない。又、申第39号「A T S—P Tに関する改善要求について」は地方において申が出されているので、地方で対応する。本社、本部では協議はしない。

組合：納得できない。対立である。

以 上